

鳥取県告示第 374 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年6月30日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成20年5月16日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

1 申請のあった年月日

平成20年4月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人美保湾ヨットクラブ

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

竹本 利治

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市八幡495

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、広く県民に対してセーリングスポーツの情報伝達に関する事業を行い、鳥取県セーリング連盟、鳥取県外洋ヨット協会等各種海に関する団体又は個人と協力し健全な青少年の育成と、セーリングスポーツを通じた活動により社会的貢献に寄与することを目的とする。